

教員免許更新制に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十一月四日

上野通子

参議院議長 西岡武夫殿



## 教員免許更新制に関する質問主意書

教員免許更新制に関して、以下のとおり質問する。

一 本年十月二十一日の参議院文教科学委員会で、教員免許更新制のあり方について中央教育審議会で検討しているという政府の答弁があつた。結論はいつ出すのか明らかにされたい。

二 一の委員会での政府の答弁では、免許状更新講習が必要な方は、今年度と来年度で九万五千人であるとのことであり、文部科学省は免許状更新講習の受講徹底を求める通知を本年九月に出している。政府が教員免許更新制のあり方を検討している中で、受講しない方に免許取り消しなどのペナルティを課すのは公正でないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

三 一方で、受講しない方にペナルティを課さなければ、受講した方には不公平感が募る。受講しない方に対して、政府はどう対応するのか見解を明らかにされたい。

四 免許状更新講習の講座を用意した大学等に対し、金銭的な援助などを行う用意はあるのか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

